(5)　特殊勤務手当（社会福祉等業務手当）の支給誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 政策企画部  青少年・地域安全室  治安対策課 | 社会福祉等業務手当は、少年に接して行う相談、調査又は指導する業務に従事したときに支給される手当（日額600円）であるが、岸和田少年サポートセンターに勤務する職員が終日当該業務に従事することのない「新規採用職員研修」で出張した日に手当を支給していた。  （新規採用職員研修の実施日）  平成25年４月１日（月）から同月９日（火）まで（土日除く）　７日間 | 【是正を求めるもの】  　速やかに必要な是正措置を講じるとともに、職員の特殊勤務手当支給事務について適正な事務処理を行われたい。  【職員の特殊勤務手当に関する条例】  (社会福祉等業務手当)  第14条　社会福祉等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。  (1)　（略）  (2)　人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、児童福祉法第11条第１項第２号ロからニまでに掲げる業務に準ずるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したとき。  ２　社会福祉等業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1)　前項１号（ニを除く。）及び第２号に規定する業務　600円（以下、略）  【職員の特殊勤務手当に関する規則】  （社会福祉等業務手当）  第12条　条例第14条第１項第２号の人事委員会規則で定める機関は次の表の上欄に掲げる機関とし、同号の人事委員会規則で定める職員及び業務は、同表の上欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定めるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 機関 | 職員 | 業務 | | 政策企画部  青少年・地域安全室 | 補導された少年（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第１項に規定する少年をいう。以下同じ。）の立ち直りを支援する業務に、ケース・ワーカーとして専ら従事するもの | 大阪府子ども家庭セン  ター、大阪府警察等関係  機関と連携して行う業  務のうち、少年に接し  て行う相談、調査又は  指導 | | 是正を求められた支給誤りについては、速やかに確認し、過払い額の返納処理を行った。（平成26年10月２日返納済み）  また、他に事例がないかを確認した結果、誤って手当が支給されていた事例があったため、同様に返納処理を行った。  今後、このような支給誤りがないように関係職員に注意喚起を行なった。 |